



埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県 獣医師会 会報

第 678 号

令和 2 年 4 月 20 日 編集

発 行 所
公益社団法人 埼玉県獣医師会
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
(埼玉県農業共済会館内)
電 話 048(645) 1 9 0 6
F A X 048(648) 1 8 6 5
E-mail : s-vma@vesta.ocn.ne.jp
URL : <http://www.saitama-vma.org/>
振替口座 00110 - 9 - 195954 番

発行責任者 高 橋 三 男
編集責任者 大 橋 邦 啓
印 刷 所 (株)アサヒコミュニケーションズ

記 事 の 内 容

新型コロナウイルス感染拡大の影響について
..... 1

定時総会通知

公益社団法人埼玉県獣医師会第72回定時総会
並びに埼玉県獣医師連盟総会開催..... 3
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため
規模を縮小して開催します。同封の委任状
を活用していただき、ご協力をお願いします。)

会務報告

第1回開業部会第2運営委員会..... 4
第1回開業部会第1運営委員会..... 4
第4回総務委員会..... 4
第2回開業部会第1運営委員会..... 4
第6回理事会..... 5
第7回理事会..... 6
第2回情報検討委員会..... 6

予告

東支部学術講習会中止のお知らせ..... 7

ひろば

さいたま市支部が地元医師会等に感染防護資
材を寄贈..... 7

お知らせ

春季合同学会の開催中止について..... 8
埼玉県農林部畜産安全課長からのお知らせ
..... 8
日本獣医師会からのお知らせ..... 9
新型コロナウイルス関連のお知らせ..... 16
埼玉県獣医師会提携ローンについて..... 30

埼玉県獣医師会学術広報版 31

事務局より

事務局メモ..... 32

編集後記 33

公益社団法人 埼玉県獣医師会 会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は、それぞれの職域において、その責務を遂行し、県民の福祉増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めます。

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は

1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう
1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう
1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう
1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう
1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう



新型コロナウイルス感染拡大の 影響について

公益社団法人 埼玉県獣医師会

会 長 高 橋 三 男

毎年5月には開業各支部の総会にお招きを頂き、各支部の皆様とお話をする貴重な時間を持たせて頂いておりました。しかし、今回は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、予定されていたすべての支部総会が開催中止となり、書面協議となることを伺いました。誠に残念ですが、直接ご挨拶をさせて頂くことができなくなりました。

昨年12月に中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症は、今や全世界を席卷し、326万人の感染者と23万人の死亡者を出しています。

我が国でも4月7日に埼玉県を含む7都府県で緊急事態宣言が発令され、4月16日には全国に拡大され、当会の主要事業であります、集合狂犬病予防注射事業にも大きな影響を与えているところです。

集合狂犬病予防注射事業につきましては、昨年10月の消費税率の改定に伴い、会員の皆様のご努力により20年以上に渡り据え置いていた注射料金の改定について、会長として、集合狂犬病予防注射事業の最高責任者として、埼玉県市長会富岡会長（熊谷市長）、埼玉県町村会石木戸会長（皆野町長）及びさいたま市清水市長に事前に直接お会いして状況を説明し、ご理解を頂いた上で、各班長から各市町村にお願いをして頂きました。その結果、県内60市町村長と埼玉県獣医師会会長との間で集合狂犬病予防注射実施契約書の締結が完了しました。さらに、政令指定都市のさいたま市長には、さいたま市支部長と契約をして頂き、狂犬病予防委員や班長が集合注射の実施に向けて準備をして参りました。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見ながら、3月13日（金）に開催した第4回狂犬病予防委員会・第2回班長会議において、関東地域の各地方会の状況をも参考にして、令和2年度の集合狂犬病予防注射の実施について協議をした結果、現時点においては、各市町村が現在計画している開催日程で実施をすることとし、それに向けて万全の体制で準備を進めていくこととしました。また、その後の3月19日に予定されていた政府方針の発表などにより、集合注射の実施に影響するような場合は相談をすることで合意をしました。さらに、付帯決議として、「新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する集合狂犬病予防注射実施時の注意事項」を決定させて頂きました。

これらの結果については、会議当日に日本獣医師会の境副会長に対し、地方獣医師会会長としていち早く情報提供をして、全国の状況を調査して正確な情報を迅速に提供しよう提案したところ、3月18日（水）に開催された日本獣医師会三役会議において上記調査の実施や注射会場における感染防御措置の策定について協議され、決定されたところです。

しかし、集合注射の準備も順調に整い、4月2日から開始されたその直後の4月7日に緊急事態宣言が発令されました。埼玉県獣医師会はその翌日から集合狂犬病予防注射に関して問い合わせのあった市町村と協議をした結果、すでに実施中にもかかわらず翌日からの即時中止を含め、61市町村のうち47市町村が当初の計画の中止を決定し、現在のところ昨年度の2割程度の注射頭数となる

ことが想定されるところです。それに伴い、各班の先生方には不要になったワクチンや資材の買取りにご協力を頂きありがとうございます。

このような未曾有の事態に対し、私は、埼玉県獣医師会の理事として18年間、副会長として12年間、そして五十嵐前会長から会長を引き継いでから現在までの半世紀にわたる役員としての乏しいながらも貴重な経験と実績をもとに、会員のために、「熟慮」、「決断」、「実行」をモットーにして、様々な角度から複眼的に物事を見る「虫の目」、高い位置から俯瞰的に全体を見回して物事を見直す「鳥の目」、そして、潮の流れを見る、つまり、時代の流れを読む「魚（さかな）の目」、常にこの「3つの目」の視点により、今後とも自信と責任と誇りを持って、会の運営に努力して参りますので、皆様の一層の御支援をお願い致します。

公務員として勤務する衛生支部の会員の中には、保健所において、コロナウイルス感染症対策に毎日大変なご苦勞をされている先生もいらっしゃいます。その勞苦に対し感謝を致します。また、開業している先生方におかれましては、毎日の診療において、飼い主の方はもとより、勤務者そして先生ご自身の感染防止にも気を抜くことはできません。東京都獣医師会にご指導、ご協力を頂いて作成した、埼玉県獣医師会独自の対応マニュアルについて、先日、開業会員に配布させていただいたポスター「動物病院の対応について」を是非とも有効活用してください。

最後になりますが、6月4日（木）に開催を予定している第72回定時総会につきましては、三密を避けるため、役員等を中心とした最小限の出席者による開催を検討しているところです。会員の皆様には支部長などの役員に議決権の行使を委任して頂くことにご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、総会が終了しますと会費を請求させていただきます。開業支部では、毎年、集合注射に参加された先生は技術料から徴収しています。

しかし、今回は注射を実施していない先生方には直接請求をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

残念ながら緊急事態宣言は5月末日まで延期されることになりました。このウイルスへの対応は先の見えない戦いになります。我々会員は、政府や有識者会議の方針を忠実に守ることが撲滅への第一歩であることを肝に銘じ、国民の全てが不急不急の外出を控えることにより、一刻も早くわが国から新型コロナウイルスがその姿を消し、賑やかな街並みが再び戻ることを強く願っています。

公益社団法人埼玉県獣医師会第72回定時総会 並びに 埼玉県獣医師連盟総会開催

定款第14条に基づき定時総会を次のとおり開催いたします。しかしながら新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、役員等最小限の人数により、感染防止対策を講じたうえでの開催を検討しています。会員の皆様には所属支部の支部長などの本会役員（会長、副会長、理事、監事）に議決権行使の権限を委任していただきますようお願いいたします。

なお、準備の都合上、本会報に同封のハガキ（委任状）の提出は5月29日（金）必着でお願いします。

公益社団法人埼玉県獣医師会第72回定時総会開催

- | | | | |
|-----------------------|-----------------------------------|-------|---------------------------------------|
| 1. 日時 | 令和2年6月4日（木）
午後2時00分（受付 午後1時から） | 第2号議案 | 令和元年度決算の承認に関する件 |
| 2. 場所 | さいたま市大宮区「清水園」 | 第3号議案 | 令和2年度会費（負担金）および入会金（案）に関する件 |
| 3. 議事 | | 第4号議案 | 令和2年度一時借入金の最高限度額および借入・預入先金融機関の決定に関する件 |
| 報告事項 | | 第5号議案 | 令和2年度役員報酬に関する件 |
| 令和2年度事業計画および収支予算に関する件 | | 第6号議案 | 役員の補欠選任に関する件 |
| 決議事項 | | | 付帯決議 |
| 第1号議案 | 令和元年度事業報告の承認に関する件 | | |

注：例年開催しております、総会終了後の懇親会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年度に限り開催中止とさせていただきます。

埼玉県獣医師連盟総会開催

前記の埼玉県獣医師会第72回定時総会開催に先立ち、令和2年6月4日（木）午後1時20分から、埼玉県獣医師会総会会場（さいたま市大宮区「清水園」）において開催します。

こちらも新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役員等最小限の人数での開催とさせていただきます。

- | | | | |
|-------|-----------------------------------|-------|-------------------------|
| 1. 日時 | 令和2年6月4日（木）
午後1時20分（受付 午後1時から） | 3. 議事 | |
| 2. 場所 | さいたま市大宮区「清水園」 | 第1号議案 | 令和元年事業報告および収支決算の承認に関する件 |
| | | 第2号議案 | 令和2年事業計画および会費徴収（案）に関する件 |

会 務 報 告**第 1 回開業部会第 2 運営委員会**

令和 2 年 2 月 27 日（木）午後 1 時 30 分から、さいたま市「埼玉県農業共済会館」会議室において次の事項を審議した。

1 協議事項

- (1) 傷病野生鳥獣保護治療業務の経費配分方法の見直しについて

保護診療費への配分が増加しており、診療費への配分が圧迫されていることからこれを是正するため、経費配分方法を見直すこととした。

第 1 回開業部会第 1 運営委員会

令和 2 年 3 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から、さいたま市「埼玉県農業共済会館」会議室において次の事項を審議した。

1 協議事項

- (1) 入会促進に向けた規程等の検討について

多様化する入会希望者に対応可能な会員規程の検討を行った。

- (2) その他

第 4 回総務委員会

令和 2 年 3 月 17 日（火）午後 3 時から、さいたま市「埼玉県農業共済会館」会議室において次の事項を審議した。

1 協議事項

- (1) 令和元年度事業収支決算見込みについて

現時点における収支決算の見込みについて報告し承認された。

- (2) 令和 2 年度事業計画及び収支予算（案）について

新年度予算における事業計画や事業内容などについて協議した。

収支予算（案）について は、後日書面協議を実施して承認された。

- (3) その他

第 2 回開業部会第 1 運営委員会

令和 2 年 3 月 18 日（水）午後 6 時から、さいたま市「東天紅JACK大宮店」において次の事項を審議した。

1 協議事項

- (1) 入会促進に関する会員規程の改正等について

第 1 回委員会に引き続き会員規程の改正について検討を行った。

第6回理事会

令和2年3月25日（水）午後1時30分から、さいたま市「埼玉県農業共済会館」会議室において次の事項を審議した。

1 報告事項

(1) 前理事会後開催された委員会等に関する件

各委員長等から委員会等の概要について次のとおり報告された。

ア 新入会員研修会

全体研修会と開業支部会員研修を実施し、開業部会10名、勤務部会13名が出席した。（1月22日）

イ ボウリング大会

ボウリング同好会の協力により開催し、52名が参加した。（2月11日）

ウ 集合狂犬病予防注射関係資材売買契約会

必要資材等の売買契約について協議し、売買契約を締結した。（2月19日）

エ 第1回開業部会第2運営委員会

傷病野生鳥獣保護治療業務の経費配分の見直しについて協議した。（2月27日）

オ 第1回開業部会第1運営委員会

会員規程の見直し（案）について協議した。（3月6日）

カ 第4回狂犬病予防委員会・第2回班長会議

令和2年度集合狂犬病予防注射に係る注射実施者及び資材配布計画等の実施計画について協議した。（3月13日）

キ 第4回総務委員会

令和元年度決算見込み、令和2年度予算案などについて協議した。（3月17日）

ク 第2回開業部会第1運営委員会

入会促進に向けた規程等の見直しについて協議した。（3月18日）

(2) 業務執行理事職務執行状況に関する件

業務執行理事からそれぞれの職務について執行状況が報告された。

2 議決事項

第1号議案 令和2年度集合狂犬病予防注射実施者の承認に関する件

令和2年度集合狂犬病予防注射実施者として申出のあった308名の全員が承認された。

第2号議案 令和2年度会費・開業会費免除者の承認に関する件

支部長から申請のあった9名について会費、開業会費の免除が承認された。

3 協議事項

(1) 令和元年度事業収支決算見込みに関する件

現時点における収支決算の見込みについて報告し承認された。

(2) 令和2年度事業計画及び収支予算に関する件

令和2年度予算における事業計画や事業内容などについて協議した。

(3) 傷病野生鳥獣保護治療業務の経費配分方法の見直しについて

(4) その他

7 回理事会

令和2年3月25日（水）午後3時から、さいたま市「埼玉県農業共済会館」会議室において次の事項を審議した。

1 議決事項

(1) 令和2年度事業計画及び収支予算に関する件

令和2年度の事業計画及び収支予算について、事業計画、収支予算書、同内訳表などを基に審議し、原案のとおり可決決定された。

第2回情報検討委員会

令和2年3月25日（水）午後6時30分から、さいたま市「満寿家」において次の事項を審議した。

1 協議事項

(1) ホームページについて

ホームページの充実について協議した。

広告

わたしたち森久保薬品は人と動物の「これから」を真剣に考えています。

 胃腸と皮膚が気になる犬に Dr. CREDO No.1 胃腸と皮膚が気になる 小型犬のための総合栄養食 ドクタークレド Dr. CREDO No.1 成犬用 総合栄養食 1kg・3kg	 血流と健康が気になる犬に Dr. CREDO No.2 血流と健康が気になる 小型犬のための総合栄養食 ドクタークレド Dr. CREDO No.2 中・高齢犬用 総合栄養食 1kg	 下部尿路が気になる成猫に 下部尿路に配慮した 成猫のための総合栄養食 Dr. IDEA No.1 ドクターイデア Dr. IDEA No.1 成猫用 総合栄養食 150g×6パック(900g) 400g×6パック(2.4kg)	 成猫の体重管理に 体重管理に配慮した 成猫のための総合栄養食 Dr. IDEA No.2 ドクターイデア Dr. IDEA No.2 成猫用 総合栄養食 150g×6パック(900g) 400g×6パック(2.4kg)
---	--	--	---

M 森久保薬品株式会社

神奈川：046-221-0620 山梨：055-224-5278 群馬：027-230-3322 東京：042-564-2381 埼玉：04-2968-0881
三郷：048-948-2112 栃木：028-666-3399 茨城：0296-43-1661 千葉：043-309-8080

予 告

東支部学術講習会の中止のお知らせ

東支部長 渋谷 正志
学術委員 田口 修

令和2年7月23日（木・祝）に開催予定であった学術講習会（演題 乳腺腫瘍 講師 日本小動物医療センター・がんセンター 小林 哲也先生／病理組織検査 ノースラボ 賀川 由美子先生）は、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、開催の中止をさせていただくことになりました。

今後の講習会においても開催に関して、その都度検討し、連絡をさせていただきます。

ひ ろ ば

さいたま市支部が地元医師会等へ感染防護用資材を寄贈

新型コロナウイルスの感染者が増加し続けていますが、感染者を受け入れている医療機関では、防護服やマスクなど医療従事者の感染防御に必要な資材が不足しており、深刻な問題となっています。

この度、さいたま市支部が、備蓄していた資材を地元の医師会などに寄贈しましたので、高橋一成支部長から以下のとおり情報提供していただきました。

「新型コロナウイルス感染症で先行きが不安な中、報道等でご存じな方も多いと思いますが、医療現場では感染の危険を伴いながらご尽力いただいている方々の感染防止資材が不足しているという現状があります。

そこで、さいたま市支部では今回の集合狂犬病予防注射のために感染防止資材として準備していたオベ着と帽子を、4月24日（金）に、さいたま市4医師会連絡協議会（浦和医師会、大宮医師会、与野医師会、岩槻医師会）へ50着と、4月28日（火）には、自治医科大学付属さいたま医療センターへ10着寄贈させていただきました。

臨床を志す同志として医療現場の方々に少しでも役立ててもらえれば、少しでも社会貢献できればと考えました。今後とも獣医師会と医師会の間で、新型コロナウイルス感染症以外でも情報を発信して共有していきたいと考えております。（さいたま市支部支部長 高橋一成）」



自治医科大学附属さいたま医療センターへの寄贈
右から 高橋一成さいたま市支部長、自治医科大学附属
さいたま医療センター総務課才津祐敬係長

お知らせ

例年、参加登録費の一部助成を行っている春季合同学会につきましては、2020年6月19日（金）・20日（土）・21日（日）に大宮ソニックシティで開催を予定しておりましたが、以下のとおり開催中止となりましたのでお知らせいたします。

2020年度春季合同学会開催中止のお知らせ

2020年度春季合同学会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響を踏まえながら慎重に検討を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大が止まらず首都圏封鎖も現実味を増し、6月の段階での収束や「3密」を避けての学会開催は非常に困難な状況となっております。

これまで本合同学会の開催に向けてご協力いただいていた皆様には誠に申し訳ありませんが、合同学会に参加する全ての学会長の総意として2020年度春季合同学会は中止とさせていただくことになりました。

ご参加やご協賛を予定されていた皆様におかれましては、状況を鑑み、ご理解いただけましたら幸いです。

また6月以降の学会につきましても予断を許さない状況にありますが、今後とも獣医学の発展や教育に皆様のお力添えをお願いできれば幸いです。

2020年春季合同学会 合同学会長 西村 亮平
 第100回 日本獣医麻酔外科学会大会長 望月 学
 第112回 日本獣医循環器学会大会長 桑原 正貴
 第67回 日本獣医画像診断学会大会長 桃井 康行
 第18回 日本獣医内視鏡外科研究会大会長 中市 統三

畜安第9－1号

令和2年4月1日

県内畜産関係機関の長 様

埼玉県農林部畜産安全課長

野澤 裕子（公印省略）

消毒ポイントの運営終了について（通知）

日頃、本県の家畜衛生行政の推進に御理解、御協力いただきお礼申し上げます。

さて、CSF（豚熱）発生に伴い設置した畜産関係車両向けの消毒ポイントについては、運営を終了いたしました。

つきましては、貴会におかれましては、会員あて周知くださるようお願いいたします。

記

1 運営終了日

令和2年3月31日（火）

- 2 運営を終了した消毒ポイント
 (1) 本庄市若泉運動公園（本庄市小島6-14）
 (2) 深谷市川本総合支所（深谷市田中197）
- 3 問い合わせ先
 現地対策本部 移動規制班（川越家畜保健衛生所内）
 担当者：関根貴司
 TEL：049-225-4141

事務連絡

令和2年3月27日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
 副会長兼専務理事 境 政人

アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について

このことについて、令和2年3月16日付け事務連絡をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課課長補佐（個体識別システム活用班担当）から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）が公布されたことを受けて、OIEの「陸生動物衛生規約」におけるアニマルウェルフェアに関する勧告の見直しなども踏まえ、別添のとおり「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」の改訂版が示され、畜産関係者に文書を発出した旨の周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしく願いいたします。

※別添省略

2日獣発第6号

令和2年4月2日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
 会長 藏 内 勇 夫
 （公印及び契印の押印は省略）

第12回拡大CSF疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえたCSF発生予防対策の徹底について

このことについて、令和2年3月30日付け元消安第6208号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、CSF発生予防対策の徹底について、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛てに通知されたことの周知依頼及び飼養衛生管理基準の遵守の再徹底について依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしく願いいたします。

※別添省略

写

2 消 安 第 324 号
令和 2 年 4 月 17 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

**家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置
の拡充及び飼養衛生管理基準の改正を踏まえた遵守指導の徹底について**

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の徹底につき御協力方よろしくお願いします。

別添

写

2 消 安 第 324 号
令和 2 年 4 月 17 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

**家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置
の拡充及び飼養衛生管理基準の改正を踏まえた遵守指導の徹底について**

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

国内での C S F（豚熱）の発生及びアジア地域における A S F（アフリカ豚熱）の発生拡大を受け、我が国の家畜防疫をよりの確に実施する観点から、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 16 号）が国会審議を経て本年 3 月 27 日に成立し、4 月 3 日に公布されました。また、それに先立ち、豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理の適正化を早期に図るため、本年 3 月 9 日に新たな飼養衛生管理基準（豚、いのしし）を含む家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年農林水産省令第 14 号）が公布されています。

貴職におかれましては、下記に御留意の上、改正後の家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）により拡充された飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等及び改正後の飼養衛生管理基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、遺漏なきよう御対応方よろしくお願いいたします。

※下記省略

2 消安第325号

令和2年4月17日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き及び飼養衛生管理基準遵守状況チェック表の改訂について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の徹底につき御協力方よろしくお願いします。

※別添省略

事務連絡

令和2年4月17日

動物愛護管理関係事業団体 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

一人とペットの災害対策ガイドラインー「ボランティアの活動と規範」冊子の送付について

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、一人とペットの災害対策ガイドラインー「ボランティアの活動と規範」（以下「規範」という。）の冊子を作成しました。すでに3月23日付けで団体様宛に発送しておりますので、未受領等がございましたら御連絡ください。

貴団体の皆様が災害の際にボランティアとして支援活動をされる際に、また貴団体が災害ボランティアを育成する際に本規範を御活用いただけますと幸いです。

なお、本規範については、一般の方でも入手できるよう、4月16日に報道発表をするとともに環境省のホームページに掲載いたしましたので申し添えます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0204a.html

公益社団法人日本獣医師会 御中
マイクロチップ販売会社 御中
動物病院 御中

令和2年4月2日
サンメッセ株式会社新宿支店
支店長 川 瀬 直 樹

マイクロチップ登録申請書に関わるお詫びとお知らせ

平素は格別のお引き立てを承り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社で製造いたしました「マイクロチップ登録申請書（B方式4枚複写）」におきまして、コンビニ払い専用払込取扱票の使用が出来ない製品が納入されたことが判明いたしました。

お取引先様ならびに関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

一部の払込取扱票は使用できますが、使用可否に関わらずお客様のお手元に12桁番号が「1」から始まる取引番号（旧印刷分）で、下5桁目が「0」以外の数字（下記2枚目参照）の申請書がございましたら、誠にお手数ではございますが下記対応窓口まで料金着払いにてご返送、もしくはお客様先にて破棄をお願い申し上げます。

また、当該登録申請書を最初に納品したマイクロチップ販売会社様あてには、差替えの申請書をすでにお送りしておりますが、動物病院様等のお手元に再印刷された申請書がまだ届いていない場合には、当該申請書を発送いたしますので、下記対応窓口までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。再印刷分は、取引番号が「2」から始まる12桁番号となります。

このような事態を招きましたことを真摯に受け止め、管理体制を強化することで再発防止に努めてまいります。

[本件に関わる対応窓口]

サンメッセ株式会社新宿支店
〒160-0023東京都新宿区西新宿1-23-1TK新都心ビル2階
TEL：03-6258-0411 FAX：03-6258-0400
担当：川瀬 村木 E-Mail：muraki@sunmesse.co.jp

●申請書確認手順

①お手元にある申請書のコンビニ払い専用払込取扱票記載の取引番号を確認ください

◎使用できない番号

[初回印刷物]

【旧印刷分】100000010000～100000099999

【旧印刷分】100000110000～100000199999

取引番号

100000010001

↑下5桁目が「0」以外の数字（1～9）

◎使用できる番号

[初回印刷物：使用可能取引番号]

【旧印刷分】100000000001～100000009999

【旧印刷分】100000100000～100000109999

【旧印刷分】100000200000

取引番号

100000000001

↑下5桁目が「0」

◎[再印刷分：取引番号]

【新規印刷分】200000000001～200002000000

取引番号

200000000001

↑上1桁目が「2」

②お手元の申請書が使用できないコンビニ払い専用払込取扱票に該当した場合

- 1) クレジットカード決済を行う場合はそのまま登録の申込みが可能です。
- 2) コンビニ決済を行う場合は、コンビニ払い専用払込取扱票の差替えが必要となります。

③再印刷分のコンビニ払い専用払込取扱票を取り寄せる場合

- 1) マイクロチップを購入した代理店又は下記対応窓口までお問い合わせください
- 2) 別の登録申請書に付いている払込取扱票でコンビニ払いをされた方は、コンビニ取引番号（12桁）を二重線で消し、実際に振込みに使用した払込取扱票に記載されたコンビニ取引番号をご記入下さい。未記入の場合、登録できません。

④ご不明点に関しましてはお手数ですが下記対応窓口へご連絡ください

[本件に関わる対応窓口]

サンメッセ株式会社新宿支店

〒160-0023東京都新宿区西新宿1-23-1TK新都心ビル 2 階

TEL：03-6258-0411 FAX：03-6258-0400

担当：川瀬 村木 E-Mail：muraki@sunmesse.co.jp

以上

元消安第6098号
令和2年4月22日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

獣医療法施行規則及び告示の一部改正について（通知）

平素より獣医事行政の推進に御理解と御協力いただき感謝申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御留意いただくとともに、貴会会員への周知方をお願いします。

別添

写

元消安第6098号
令和2年4月22日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

獣医療法施行規則及び告示の一部改正について（通知）

令和2年4月22日付けで、別添1及び別添2のとおり「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年農林水産省令第34号）及び「獣医療法施行規則第14条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件の一部を改正する告示」（令和2年農林水産省告示第879号）が公布され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正趣旨及び改正内容は下記のとおりです。引き続き、放射線診療従事者等の放射線の防護等について、御指導いただくとともに、貴管下の関係者への周知方をお願いします。

なお、これに伴い、「獣医療法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示の施行に伴う診療用放射線の防護等について」（平成21年2月20日付け20消安第11529号農林水産省消費・安全局長通知）を別添3のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正趣旨

国際放射線防護委員会の2011年勧告（組織反応に関する声明）に基づく放射線審議会の「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」（平成30年3月）を踏まえ、「2改正内容」のとおり放射線障害の防止の基準等の改正を図った。

2 改正内容

(1) 放射線診療従事者等の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定した。（規則第13条関係）

ア 令和3年4月1日（5年間の累積実効線量の次期管理期間の始期）以後5年ごとに区分した各

期間につき100ミリシーベルト

イ 4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

- (2) 眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録及び5年間の保存に係る規定を追加した。(規則第15条関係)
- (3) 眼の水晶体の等価線量を算定するため、3ミリメートル線量当量の測定について、以下の規定を追加した。(規則第14条関係及び告示第3条関係)
- ア 眼の水晶体の線量測定については、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる。
- イ 眼の水晶体の等価線量の算定について、3ミリメートル線量当量を選択肢とする。

3 その他

- (1) 「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成29年法律第15号)の施行に伴い、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年法律第167号)の題名が「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改められたことから、本改正に合わせて対応した(規則第1条関係、規則第7条関係、規則第7条の2関係、規則第16条の2関係)。
- (2) 原子力規制庁からの情報提供により、関係省庁が所管する放射線関係法令(獣医療法を含む。)において、銀(Ag)の放射性同位体の記載について形式上の誤りがあることが判明したことから、本改正に合わせて是正した。(規則別表第2関係及び告示別表第3関係)

事務連絡
令和2年4月8日

公益社団法人日本獣医師会御中

厚生労働省健康局結核感染症課

狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について(情報提供)

今般、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、別添のとおり自治体宛て事務連絡を発出しておりますので、御連絡いたします。

貴会におかれましても、会員への御周知方よろしくお願いいたします。

別添

事務連絡
令和2年4月8日

各(都道府県)
保健所設置市)衛生主管部(局)御中
特別区)

狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月7日に緊急事態宣言が行われ、感染拡大の防止に向けた取組が全国的に更に進められているところです。

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）に基づく狂犬病の予防注射については、法第5条及び狂犬病予防法施行規則（昭和28年厚生省令第52号）第11条の規定に基づき、犬の所有者は、所有する犬について毎年4月1日から6月30日までの期間に予防注射を受けることとされているところですが、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、感染症のまん延防止の観点から、当該予防注射の時期について、本年7月以降に受けることも差し支えないこととする方向で検討を進めておりますので、事前に御連絡いたします。

都道府県等におかれましては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、当該予防注射の実施時期に基づき犬の所有者が外出する機会が増えることのないよう柔軟に検討いただきますよう、管内の市区町村を含む関係者に周知方よろしく申し上げます。また、市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、各地域での発生状況等を踏まえ柔軟に検討いただくとともに、実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないよう感染防御対策を徹底いただくようよろしくお願いします。

なお、同内容の事務連絡につきましては公益社団法人日本獣医師会にも送付しておりますので併せて御連絡します。

事 務 連 絡
令和2年4月9日

（公財）日本動物愛護協会御中
（公社）日本動物福祉協会御中
（公社）日本愛玩動物協会御中
（公社）日本獣医師会御中
（一社）日本動物看護職協会御中
中央ケネル事業協同組合連合会御中
（一社）ジャパンケネルクラブ御中
（一社）全国ペット協会御中
（公社）日本動物園水族館協会御中
（公社）日本動物病院協会御中
（一社）日本ペット用品工業会御中
（一社）ペットフード協会御中
（一社）優良家庭犬普及協会御中
（一社）日本ペットサロン協会御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた事業者における配慮事項等について（依頼）

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を行いました。緊急事態措置を実施すべき期間は、同日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は同日時点で埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とされています。

また、同日付けで一部変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においても、在宅勤務の推進等の強化等、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る取組の更なる加速の必要性が示されたところです。

つきましては、まん延防止等のために動物取扱業をはじめとする関係事業者の皆様にご配慮いただきたい事項を別添のとおりまとめましたので、貴団体におかれましても特段の御理解、御協力をお願いするとともに、所属会員等への周知をお願いいたします。

各事業者における事業の継続や縮小の必要性等については、業務継続計画（BCP）に基づき、新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえて、接触機会の低減に徹底的に取り組むことによる感染拡大の防止を図るとともに、飼養動物の健康・安全の保持等の国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスの継続に御留意いただきつつ、各事業の特性を踏まえてご考慮下さいますようお願いいたします。なお、特措法第45条第2項では、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県知事が、施設管理者等に対し、当該施設の使用の制限等の要請を行うことができると規定されていることから、関連する事業内容等が要請の対象となるか否かについては、管轄の都道府県の動向について注視をお願いします。

別添

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のためにペット関連事業者の皆様に配慮いただきたい事項

（注）4月7日に一部変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を元に作成したものであり、今後変わりうる可能性があります。

【一般的な事項】

1. 催物（イベント）開催の制限について

- ・クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、開催を自粛すること。特に、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、慎重な対応を行うこと。

2. 事業所における対策について

- ・職場内においても「三つの密」を避けることとともに、可能な場合は在宅勤務（テレワーク）を強力に推進するとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状

が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を行うこと。

（参考）

▷厚生労働省ウェブサイト

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000620039.pdf>

「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【個別事項】

1. ペット関連の情報について

- ・新型コロナウイルス感染症は、人から人に感染するとされており、現在まで、ペットが新型コロナウイルス感染症を広め得るという証拠はない。このため、飼い主等から新型コロナウイルス感染症に関連し、ペットの飼養について相談があった際には、一概にペットを手放す等の対応は適切ではないこと、ペットとの過度な接触を控えるとともに、ペットに触れた際には、手洗いや消毒を行うといった普段からの衛生対策を行うことなどの適正な飼養の徹底が重要であること等、飼い主等に対し正しい情報を伝えること。なお、新型コロナウイルス関係の情報は日々更新されており、環境省においても国際機関等の動きを注視し、ウェブサイトで関連する情報を公開しているところであり、定期的に環境省のウェブサイトを参照すること。

（参考）

▷環境省ウェブサイト

「新型コロナウイルス関連情報（ペットを飼っているみなさまへ）」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/coronavirus.html

2. ペットの預かり等について

- ・感染者の飼育するペットについての預かりを行う際は、受け入れる事業者において、その対応を行う職員から事前に受入れについての合意を得る等の必要な対応を行うこと。なお、預かりの際は、東京都獣医師会作成の「新型コロナウイルスに感染した人が飼っているペットを預かるために知っておきたいこと（Ver.1）」を参照し、対応すること。また、必要に応じて獣医師の助言を得ること。

（参考）

▷東京都獣医師会ウェブサイト

トップページ

<https://www.tvma.or.jp/public/2020/02/post-66.html>

「飼い主さんに向けて（新型コロナウイルスQ&A）2020年4月8日時点の情報」

<https://www.tvma.or.jp/public/items/1-20200408%28Q%26A-5%E%BC%89.pdf>

「新型コロナウイルスに感染した人が飼っているペットを預かるために知っておきたいこと（Ver.1）
2020年4月5日時点の情報」

<https://www.tvma.or.jp/public/2020/04/post-72.html>

【その他】

1. 支援施策について

- ・政府では新型コロナウイルス感染症による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を講じている。金融支援措置、雇用調整助成金の特例措置、相談窓口、その他の支援策等の詳細については、以下ウェブサイトを参照されたい。

▷環境省ウェブサイト

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策」

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html

厚生労働省0410第1号

総情流第31号

入管庁制第86号

2文科総第4号

環境総発第2004102号

令和2年4月13日

関係事業者団体代表者 殿

厚生労働大臣



総務大臣



法務大臣



文部科学大臣



環境大臣



新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところです。

また、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、今後、更なる経済へ影響がもたらされることも懸念されます。

こうした状況等を踏まえ、政府としては、過去にない規模となるGDPの2割に当たる事業規模108兆円の経済対策を講じてまいります。特に、事業継続や雇用維持のため、実質無利子・無担保の資金繰り支援策を民間金融機関に拡大するとともに、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設、納税や社会保険料の支払い猶予等の措置を講じてまいります。また、雇用調整助成金の特例措置もさらに拡充し、解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、正規、非正規に関わらず、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるなどの助成率の上乗せや、雇用保険被保険者でない労働者の休業の対象への追加、申請に係る負担の軽減などの追加措置を実施します。

貴団体におかれましては、これらの施策も活用いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等の雇用の維持を図るため、改めて、下記の事項につきまして、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

記

- 一 事業継続に向けた資金繰り支援を活用していただくとともに、雇用調整助成金の特例措置等を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。
- 二 職を失った方の再就職を促進するためにも求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。また、新卒者については、中長期的な視点に立つて採用を進めていただくようお願いいたします。
- 三 2019年度卒業者等のうち入職時期の繰下げをしていた内定者については、できるだけ早期の入職日を確定させるなど、特段のご配慮をいただくとともに、対象となった方からの補償等の要求には誠意を持ったご対応をお願いいたします。
- 四 2020年度卒業予定者等が十分な就職活動を行えるよう、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、柔軟な日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど最大限柔軟な対応を行うようお願いいたします。
- 五 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。また、外国人労働者についても、日本人と同様の配慮をお願いいたします。
- 六 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定等を図るため、解雇、雇止めや安易な労働者派遣契約の解除等はお控えいただくなど特段の配慮をお願いいたします。やむ

を得ず解雇、雇止め等をしようとする場合でも、労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者が離職後も引き続き一定期間入居できるよう、できる限りの配慮に努めて頂くようお願いいたします。

七 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進、従業員の感染の予防にむけた取組等を行っていただきますようお願いいたします。その際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方々に十分な配慮をしていただくようお願いいたします。また、小学校等が臨時休業となる場合等もありますので、子どもの世話が必要な労働者が休みやすい環境の整備をお願いいたします。

以上

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための出勤者削減要請について

令和2年4月14日、日本獣医師会事務局から以下の情報提供及び会員への周知依頼がありました。

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課より下記のとおり周知依頼がありましたので、転送いたします。つきましては、貴会関係者に周知方よろしくをお願いいたします。

「日本獣医師会 境専務理事 様

貴会の皆様には、これまでも新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力いただいているところ感謝申し上げます。

先般の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年4月11日）における総理からの指示を踏まえ、この緊急事態を1か月で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。

そのためには、もう一段の皆様のご協力をいただくことが不可欠です。緊急事態宣言の区域内においては、原則、全ての従業員による自宅勤務などを実施している企業が多くあるとの報告を受けています。他方、7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分でない面もあることから、緊急事態宣言の区域内（7都府県）に所在する、中小・小規模事業者の皆さんも含む、全ての事業者の皆様に対して、以下の取組を求められているところです。

獣医療サービスの提供者は、基本的対処方針の別添の中で、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」とされており、下記に関わらず、「三つの密」を避けるため取組みなど十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組んでいただくようお願いいたします。

①オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにする。

②どうしても出勤が必要な場合も、ローテーションを組むことなどによって、出勤者の数を最低7～8割は減らす

③出勤する者については、時差通勤を行い、社内でも人の距離を十分にとる

④取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組みを説明し、理解・協力を求める

つきましては、この内容について、地方獣医師会の皆様にもご周知いただき、上記を周知した獣医師会のリストを別添様式にご記入頂き返信頂きますようお願い致します。お手数をおかけしますが、よろしくお願い致します。

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 獣医事班」

農 政 第 4 8 号

令和2年4月15日

(関係団体の長) 様

埼玉県農林部長 強瀬 道男 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林部職員体制の削減について (通知)

本県農林行政の推進につきましては、日頃から格別なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

埼玉県では、4月7日に発出された緊急事態宣言を踏まえ下記のとおり職員の出勤体制を3割程度に削減することとし、農林部においても既に削減した職員体制で業務を行っています。

出勤者数の削減が業務の停滞を招かないよう努めて参りますが、御不便をおかけすることもあるかと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、貴団体におかれましても所属職員の接触機会のさらなる削減に努めてくださいますようお願いいたします。

記

【参考 埼玉県総務部人事課長通知概要】

1 テレワーク (在宅勤務) の徹底について

▷ 新型コロナウイルス対策と直接関連しない所属については、テレワークの実施や3班体制などにより、出勤者は職員数の3割程度とすることを目標に勤務を割り振ること。

2 空き会議室等の利用による空間的分離について

▷ 空き会議室等を活用して、業務を行う部屋を分け、同一の部屋で従事する職員を減らすよう努めること。

▷ テレワーク (在宅勤務) 等も併用して、各部屋の職員数を3割程度とすることを目標とすること。

▷ 机間距離を空ける、机間等にパーテーションを設置する等の空間的対応の実施についても、あわせて検討すること。

3 留意事項

▷ 上記1又は2により対応することが難しい場合であっても、時差通勤の積極的な活用や、年次休暇等の使用により、職員同士の接触機会を極力減らすように努めること。

▷ あわせて、県民サービスに直接関わらない業務や緊急を要さない業務等については中止又は延期を検討し、現時点で行わなければならない業務を精査すること。

事務連絡

令和2年4月15日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

動物を飼育する方向けQ&Aの送付について（情報提供）

今般、新型コロナウイルス感染症に関して動物を飼育する方向けQ & Aを別添のとおり作成し、自治体宛て事務連絡を発出しておりますので、御連絡いたします。

貴会におかれましても、会員への御周知方よろしくお願いいたします。

また、当該Q & Aについては、当省ホームページにおいても公表しておりますので、併せてお知らせします。

なお、公表内容につきましては、状況に応じて更新いたします。

（※）厚生労働省HP：動物を飼育する方向けQ & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/doubutsu_qa00001.html

別添

動物を飼育する方向けQ&A（新型コロナウイルス感染症）

令和2年4月15日現在

問1）飼育しているペットに感染しますか？

答1）

これまでのところ、海外では新型コロナウイルスに感染したヒトからイヌ、ネコが感染したと考えられる事例が数例報告されております。また、動物園のトラでの感染（飼育員から感染したと推察されている）事例も報告されています。

ただし、新型コロナウイルスは主に発症したヒトからヒトへの飛沫感染や接触感染により感染することが分かっており、現時点で動物での感染事例はわずかな数に限られています。

問2）感染した動物での症状はありますか？

答1）

これまでのところ、イヌでは明確な症状は確認されていませんが、ネコでは呼吸器症状・消化器症状があったとの報告があります。

問3）飼育しているペットから人が感染した事例はありますか？また、ペットを飼育する上で注意すべきことはありますか？

答1）

これまでのところ、新型コロナウイルスがペットから人に感染した事例は報告されていません。

しかしながら動物由来感染症の予防のため、動物との過度な接触は控えるとともに、普段から動物に

接触した後は、手洗いや手指用アルコールでの消毒等を行うようにしてください。特にペットの体調が悪い場合はできる限り不必要な接触を控えましょう。

(参考) 厚生労働省動物由来感染症HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index.html

問4) 新型コロナウイルスはコウモリ由来というのは本当ですか？

答4)

新型コロナウイルスの自然宿主は現時点では不明です。その遺伝子配列がコウモリ由来のSARS様コロナウイルスに近いこと、コウモリがこの新型コロナウイルスの起源となった可能性が考えられていますが、明確なことはわかっておりません。

参考) 国立感染症研究所、日本ウイルス学会ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

日本ウイルス学会ホームページ

<http://jsv.umin.jp/news/news200210.html>

問5) 犬を飼育していますが、狂犬病のワクチンは6月30日までに打たないといけないのですか？

答5)

犬を飼育されている方は、狂犬病予防法に基づき毎年4月1日から6月30日までの期間に予防注射を受けることとされています。

しかしながら、今年は、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、感染症のまん延防止の観点から7月以降に受けることも可能とする方向で検討を進めておりますので、慎重に対応していただきますようお願いいたします。動物病院を受診する際は待合室での混雑を避けるため事前に電話連絡で相談するなど、集団感染を防ぐための配慮をよろしくお願いいたします。

基発0417第1号

令和2年4月17日

農林水産省

消費・安全局長 殿

厚生労働省

労働基準局長

(公印省略)

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化についての協力依頼

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われ、昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対

処方針」という。)について全都道府県を緊急事態措置の対象とする等の改正が行われ、「三(3)まん延防止」の⑫において、緊急事態宣言の対象地域に属する特定都道府県について、在宅勤務(テレワーク)の強力な推進、職場での感染防止の取組、「三つの密」を避ける行動の徹底等を促すこととされております。

また、基本的対処方針の別添においては、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持等に不可欠な業務を行う事業者については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求めることとされております。

こうした状況にかんがみ、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業場で働く方々をはじめとして、すべての事業場で働く方々の感染を防止するため、職場における感染予防、健康管理の強化に向けて、事業者、労働者が一体となって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に適切に取り組んでいただくことについて、労使団体を通じて傘下団体・企業又は構成組織に対し、周知を行っているところでありますが、貴職におかれましても所管の団体等あて周知等いただき、職場の感染予防の取組促進にご協力いただきますようお願いいたします。

【照会先】

労働基準局総務課

別添

令和2年4月17日

労使団体の長あて

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が行われ、昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(別添1。新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。)について全都道府県を緊急事態措置の対象とする等の改正が行われ、「三(3)まん延防止」の⑫において、緊急事態宣言の対象地域に属する特定都道府県について、在宅勤務(テレワーク)の強力な推進、職場での感染防止の取組、「三つの密」を避ける行動の徹底等を促すこととされております。

また、基本的対処方針の別添においては、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持等に不可欠な業務を行う事業者については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求めることとされております。

こうした状況にかんがみ、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々をはじめとして、すべての職場で働く方々の感染を防止するために、職場における感染予防、健康管理の強化に向けて、職場において事業者、労働者が一体となって、それぞれの事業の特性も踏まえつつ、下記の対策に適切に取り組んでいただくこと、また、その際には、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患など)を有する方々に十分な配慮をしていただくことについて、傘下団体・企業又は構成組織に対し、改めて周知等いただき、職場における感染予防の取組促進に御協力いただきますよ

うお願いします。

厚生労働省労働基準局長

別添3

新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）

※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の実態に準じた事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。

※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内のイントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関する事

- (1) PCR検査を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、PCRの結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。
- (2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。
- (3) 健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱いを行う関係者を定めることとする。

2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関する事

労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。

3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関する事

職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。

(1) 消毒を行う箇所

① 陽性者等の執務室

パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所

② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付

着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。

(3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでもなくとも差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

(4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

事 務 連 絡

令和2年4月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

副会長兼専務理事 境 政 人

新型コロナウイルス感染者の飼養するペットの預かり等の相談への対応について

新型コロナウイルス感染症については、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、令和2年4月7日付けで緊急事態宣言が発令され、4月16日にはその対象が全国に拡大されました。

このような状況を踏まえ、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室は令和2年4月17日付け事務連絡（別紙）において、「新型コロナウイルスの感染者が飼養するペットの預かりを含むペットの取扱いについて、飼い主等からの相談等の増加が見込まれる。」として、都道府県・指定都市、中核市の動物愛護管理主管部局が対応すべき事項を取りまとめ、各自治体に適切な対応を求めたところです。

併せて本会あてに、各地域の実情に応じた自治体との連携等について協力を依頼されたので、本件につきましては、貴会と貴会を所管する自治体との間で十分に協議いただき、連携してご対応いただきますようお願いいたします。

※別添省略

事務連絡

令和2年4月24日

関係団体各位

環境省自然環境局
総務課動物愛護管理室

接触機会の低減に向けた取り組み徹底について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から動物愛護管理行政の推進等にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、緊急事態宣言の発出から2週間の対応状況を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」がとりまとめられました。

本提言においては、「8割の接触機会の低減の具体策については、市民にとって、公園やスーパー、商店街などにおいて、人と人の距離をとるよう気をつけることなど具体的にどのように行動すべきかが分かりやすいような形での周知広報に努めるべき」とされ、「人との接触を8割減らす、10のポイント」が示されました。

つきましては、貴団体におかれては、更なる感染拡大防止策の実施について必要な取組を進めていただくとともに、所属の会員団体等に対する周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で オンライン帰省 	2 スーパーは1人 または少人数で すいている時間に 	3 ジョギングは 少人数で 公園はすいた時間、 場所を選ぶ 
4 待てる買い物は 通販で 	5 飲み会は オンラインで 	6 診療は遠隔診療 定期受診は間隔を調整 
7 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用 	8 飲食は 持ち帰り、 宅配も 	9 仕事は在宅勤務 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために 
10 会話は マスクをつけて 	3つの密を 避けましょう 1. 換気の悪い密閉空間 2. 多数が集まる密集場所 3. 間近で会話や発声をする密接場面	

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

雇用調整助成金のさらなる拡大及び中小企業持続化給付金のご案内

令和2年4月28日、日本獣医師会事務局から以下の情報提供及び会員への周知依頼がありました。

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課より情報提供がございましたのでお送りいたします。

このたびの情報提供は、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、厚生労働省が雇用調整助成金の特別措置の更なる拡大を行う予定であり、その概要について周知を依頼されたものです。つきましては、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

「日本獣医師会 境専務理事 様

今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、厚生労働省は雇用調整助成金の特別措置の更なる拡大を今後行う予定です。

その概要は、次の通りです。

拡充1. 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする。

（中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に10/10とする。）

拡充2. 1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする。

厚生労働省Webページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

詳細については、5月上旬頃を目途に、あらためて公表する予定とのことですが、この雇用調整助成金の特別措置の更なる拡大について、貴会から関係する事業者の方々にも広くお知らせいただくようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う支援策について、農林漁業者や食品関連事業者の皆様が利用しやすいよう、他省庁の支援策も含めまとめた農林水産省Webページを作成し、4月24日（金）の夜より公開しております。

農林水産省Webページ：https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html

こちらのページの情報も随時更新してまいります。

経済産業省Webサイトでは、中小企業持続化給付金の紹介資料や動画を公表しております。

必要に応じて御参照ください。申請は補正予算成立の翌日から受け付け予定とのことです。

経済産業省Webページ：<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90>

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 獣医事班」

埼玉県獣医師会提携ローンについて

会員の福利・厚生増進並びに獣医療推進の一環としての銀行との「提携ローン」について、年度の当初にあたり、下記のとおり「埼玉りそな銀行」、「武蔵野銀行」からご案内がありましたのでお知らせします。
なお、ご利用に当たっては、獣医師会長の「紹介状」が必要です。獣医師会事務局までご相談下さい。

① 株式会社 埼玉りそな銀行

公益社団法人 埼玉県獣医師会 御中

令和2年4月1日

株式会社埼玉りそな銀行
さいたま営業部
部長 島田 文太郎

お知らせ

拝啓
貴会ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は弊社に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、弊社では、貴会との提携により「住宅ローン」につきまして、期間限定にて下記条件でのお申込受付をさせていただきます。
なお、商品の詳しい内容につきましては、弊社担当者までお問合せ下さい。
今後とも、貴会のお役に立てますよう努力を重ねて参る所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

項目	内容
対象住宅ローン	・変動金利型住宅ローン ・固定金利選択型住宅ローン
金利内容	変動金利型住宅ローン 標準金利 △1.4% 固定金利選択型住宅ローン 標準金利 △1.4% (ご利用全期間)
お取扱期間	本日～令和2年9月30日お申込受付分まで (「保証委託申込書」の「お申込日」が令和2年9月30日までのものとさせていただきます。)

※その他条件は貴会との提携ローン契約に準じます

以上

② 株式会社 武蔵野銀行

公益社団法人 埼玉県獣医師会 御中

株式会社武蔵野銀行
地域サポート部
部長 天 田 裕

お知らせ

拝 啓
貴会ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は弊行に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
弊行では、貴会との提携により会員の皆様向けに「むさしの獣医師ローン」(事業ローン・住宅ローン)の取扱いを致しております。
つきましては、資金調達の際は是非ともご利用をご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
なお、商品の詳しい説明につきましては、各店窓口までお問合せ下さい。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

敬 具

令和元年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和2年4月20日現在)

年 月 日	産 業 動 物	小 動 物	公 衆 衛 生
4 月			
5 月			
6 月19日(金) ～21日(日)	第100回日本獣医麻酔外科学会/第112回日本獣医循環器学会/第67回日本獣医画像診断学会 2020春季合同学会 (さいたま市 大宮ソニックシティ)→中止		
7 月23日 (月・祝)		東支部 「乳腺腫瘍」 日本小動物医療センター 小林 哲也 先生 病理組織検査ノースラボ 賀川 由美子 先生 (越谷市 越谷サンシティ)→中止	
8 月			
9 月 6 日(日)	令和2年度 関東・東京合同地区獣医師大会(栃木)獣医学術関東・東京合同地区学会 (宇都宮市 栃木県総合文化センター)		
10月18日(日)		東支部 「整形外科(未定)」 東京大学付属動物医療センター 本阿彌 宗紀 先生 (越谷市 越谷サンシティ)	
11 月			
12 月 6 日(日)		東支部 「画像診断(未定)」 日本小動物医療センター 戸島 篤史 先生 (越谷市 越谷サンシティ)	
令和3年 1 月17日(日)		南支部 「演題 未定」 日本小動物医療センター 小林 哲也 先生 (場所 未定)	
1 月	農林支部 令和2年度埼玉県家畜保健衛生 生業績発表会		
2 月11日 (木・祝)		北支部 「画像診断(未定)」 日本小動物医療センター 戸島 篤史 先生 (場所 未定)	
2 月			衛生支部 健康福祉研究発表会 食肉衛生技術研修会
1 月22日(金) ～24日(日)	令和2年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(兵庫) (神戸国際会議場・展示場)		
3 月			

事務局メモ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL <http://www.saitama-vma.org/>

ID: SVMA (半角・大文字) パスワード: MITSUO (半角・大文字)

- | | | |
|-----------|--|---|
| 4月19日 | 関東・東京合同地区獣医師会理事会・監事会(栃木県宇都宮市 ホテルマイステイズ宇都宮)→開催中止・紙面協議 | 令和3年 |
| 5月17日 | 南支部総会→開催中止・書面協議 | 1月17日 南支部学術講習会(場所未定) |
| 5月19日 | 西支部総会→開催中止・書面協議 | 1月22日～24日 令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会(神戸市 神戸国際会議場・展示場)→開催中止 |
| 5月19日 | 埼玉県畜産会第1回役員会(熊谷市 ホテルガーデンパレス)→開催中止・書面協議 | 2月11日 北支部学術講習会(場所未定) |
| 5月21日 | 東支部総会→開催中止・書面協議 | |
| 5月27日 | 北支部総会→開催中止・書面協議 | |
| 5月31日 | さいたま市支部総会→開催中止・書面協議 | |
| 6月4日 | 第72回定時総会(さいたま市 清水園) | |
| 6月5日 | 埼玉県畜産会通常総会(熊谷市 ホテルヘリテージ) | |
| 6月19日～21日 | 2020春季合同学会(さいたま市 大宮ソニックシティ)→開催中止 | |
| 6月23日 | 日本獣医師会第77回通常総会(東京都 明治記念館) | |
| 7月23日 | 東支部学術講習会(越谷市 越谷サンシティ)→開催中止 | |
| 9月6日 | 関東・東京合同地区獣医師大会(栃木)(栃木県栃木市 栃木総合文化センター)→1年延期を検討中 | |
| 10月18日 | 東支部学術講習会(越谷市 越谷サンシティ) | |
| 12月6日 | 東支部学術講習会(越谷市 越谷サンシティ) | |

編集後記

今年も黄砂がやってくる頃となりました。ユーラシア大陸の奥深いタクラマカン砂漠やゴビ砂漠で吹き荒れた風が黄塵を成層圏にまで巻き上げ、偏西風によって大陸の果て日本海を隔てた列島に舞い降りてきます。唐の時代、遠く西域のタクラマカン砂漠に近い辺境の玉門関の荒涼とした風景を歌った王之渙の涼州詞の七言絶句に

『黄河遠く上る 白雲の間

一片の孤城 万仞の山

羌笛 何ぞ須いん 楊柳を怨むを

春光 度らず 玉門関』とあります。

蛇足ながら、解説（中国名詩集 井波律子著）によると『はるか天のかなたへさかのぼって流れる黄河、高山の上に屹立する孤城といった辺境の荒涼とした風景。羌族（騎馬民族）の笛で奏でる悲しい別れの曲『折楊柳』の調べを幻聴のように聞きとりながら、春光は玉門関を超えることはなく、それだけで悲しいのだから、笛の音で悲しみをかきたてるまでもないと結ぶ。』とあります。漢族の人々が天を覆う黄塵を見上げていたころ、砂漠を囲む崑崙山脈や天山山脈麓の緑豊かな草原を馬上ゆったりと東方へ進出した遊牧騎馬民族の一部は数千年の時を経て朝鮮半島や大陸から日本海を渡り日本列島へ渡来し馬を降り、定着したと考えられています。黄砂の舞い降りるさまを見るたびに、わが身の血の中にある故郷の香りに触れる思いがします。

宇宙飛行士は天から眺めた地球には国境線はないと言っています。COVID-19（新型コロナウイルス感染症）は、この世に出現して以来瞬く間に世界中に拡散しています。敵は国境も人種も貧富も関わりなく、人類に襲い掛かってきています。この際、人類は一致協力してこの難敵に立ち向かわなければなりません。しかし、USAは自

国第一主義を唱えWHOや中国を非難し、第一発生国の中国も科学的議論よりも政治的非難の応酬に明け暮れているように見えます。今こそ人類は一つになって難敵のCOVID-19に立ち向かわねば、経済的貧困な国や医療体制の不備な国などから各戸撃破されてしまいます。ワクチンや治療薬が開発されてもその恩恵に浴することが出来るのは、一部の先進国に限られましょう。中南米、アフリカ大陸や東ヨーロッパ諸国やUSAの貧困層にワクチンが届かなかったならば、COVID-19は地域流行病として定着し、世界の火薬庫として長く先進国の脅威となります。『情けは人の為ならず』との格言通り、我が国をはじめとする先進国は率先して世界中の人々にもれなくワクチンが接種されるようなシステムを構築することが求められます。

数千年の昔、食料の中に自らを投じる生活様式である遊牧文明を開発したスキタイの人々には国境はなく、ユーラシア大陸を自由に往来しました。レインコート、ズボン、バックルなどの生活用品は遊牧騎馬民族の遺品でもあります。地面に定着する農耕民族は、宿命として垣根を作り自分の領域を確保し、その拡大を使命としてきました。農耕民族一人一人の集合体である近代国家もまた、膨張こそが発展としてきました。膨張のエネルギーを他者への労りの心に転換できたらどんな難敵が現れても人類は勝利することができましょう。

タクラマカン砂漠に発生した黄砂の飛来に国境のない世界や我らの祖先が駆け巡ったユーラシア大陸の大地に思いを馳せ、世界は一つとの思いを新たに、ウィルスとの戦いに臨みたいものです。困難な時に会員の皆様のご健闘を心から願いながら4月号の会報をお届けいたします。（初雁）



ミルクが出ない



太りすぎ



卵が少ない

そんな悩みを

わかっていてくれる。



治りが遅い



高齢化



食欲がない

アクティは大切な動物の健康をサポートします。

私共、アクティ動薬事業部は、動物病院ならびに

牛、豚、鶏などの産業動物を対象とした

動物用医薬品、特別療法食、医療機器等の販売をしています。

20世紀は抗生物質の時代、

21世紀は生菌製剤の時代といわれるように、

健康に関する考え方も大きく変化してきています。

私たちは、獣医療を支えている関係者、畜産農家、

ペットオーナーの皆様方と共に、健康で、豊かで、安心な

生活を営んでいけるように、力を注いでまいります。

本社・長野県営業部

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村8228

TEL:0263-87-7247 FAX:0263-87-7247

北関東営業所

〒370-1135 群馬県佐波郡玉村町板井870

TEL:0270-65-0552 FAX:0270-65-0553

さいたま営業所

〒338-0004 埼玉県さいたま市中央区本町西5-3-24

TEL:048-611-6111 FAX:048-611-6116

千葉営業所

〒260-0851 千葉県千葉市中央区矢作町243

TEL:043-308-0221 FAX:043-308-0223

茨城営業所

〒311-4152 茨城県水戸市河和田1丁目1642-1

TEL:029-306-8271 FAX:029-251-3880

山梨営業所

〒409-3863 山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1599-4

TEL:055-275-5573 FAX:055-275-5564



日本獣医師会・獣医師会活動指針

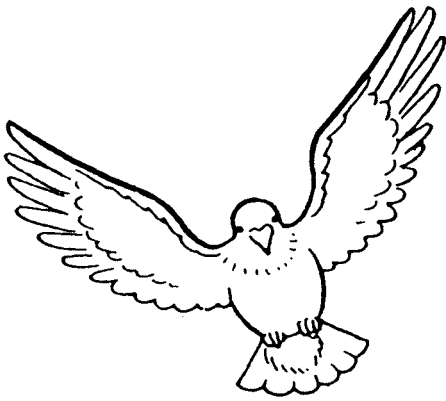
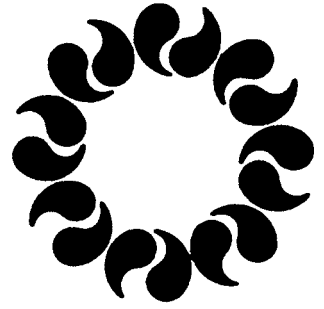
－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領－獣医師の誓い－95年宣言－」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

彩の国



さいたま

